

入札説明書

令和 5 年 2 月 17 日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 業務名

令和 5 年度～令和 7 年度いなんせ斎苑火葬炉運転業務委託

2 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 長期継続契約

この入札に係る契約は南部広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができる。

4 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1) 沖縄県内に本店があり、かつ火葬炉運転業務受託の実績を有する者で、次のア～オまでの共通要件を全て満たす法人である者。

《共通要件》

ア. 火葬炉設備、機能が「いなんせ斎苑」と同程度の火葬炉運転業務委託の実績を有すること。

イ. 配置する業務員には機械・電気設備に詳しい者を配置し、そのうち 1 名以上は消防法に定められている危険物取扱者（乙種第 4 類）の資格を有すること。

ウ. 直近 3 年間に於いて、人体の火葬業務に 2 年以上の経験を有する者を業務員として常時配置すること。

エ. 正規従業員数（業務員）が 5 名以上であり、当斎苑業務に支障がない人員の配置が可能である者であること。

オ. 業務上の緊急対応時には、直ちに斎苑に出動できる即応体制がとれること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 那覇市及び浦添市において指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受けた者で、更生計画認可が決定

された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)

- (6) 経営状況が著しく不健全であると理事会理事長が認める者に該当しない者であること。(公告の3ヶ月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。(5)に該当する者を除く。)
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不相当であると理事会理事長が認める者に該当しない者であること(下請業者も同様とする)。
- (8) 那覇市、浦添市の市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (10) 賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。

5 入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条により免除

(2) 入札

- ① 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。
なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。
- ② 入札書は持参により提出すること。
- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状を持参し、当該入札の執行前に提出すること。
- ④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
- ② 入札書は、封書にして提出すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ④ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札が公正に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- ④ 入札書の記載金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札
- ⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑦ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札
- ⑧ 虚偽の記載がされた入札
- ⑨ 連合その他不正がされた入札

(5) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は3回までとする。

6 落札者の決定方法等

(1) 入札参加者が3者未満の場合の取扱い

入札執行において入札者が3者未満の場合においても入札を執行することとし、資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者である場合でも落札決定を行うこととする。

(2) 落札候補者

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札参加資格審査

- ① 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ② 落札候補者について入札参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。
- ③ 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。

(4) 入札参加資格不適合者に対する説明

- ① 入札参加資格不適合通知書を受理した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。
 - ア 申立期限：入札参加資格不適合通知書が到達した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）とする。
 - イ 申立方法：説明申立書（様式自由）を南部広域市町村圏事務組合いなんせ斎苑まで持参すること。
- ② 回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもって行なう。

③ ①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8 その他

- (1) 入札及び契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。
- (3) 資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された資格審査書類は、入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された資格審査書類は返却しない。
- (6) 提出期限以降における資格審査書類の差し替え及び再提出は認められない。
- (7) 資格審査書類の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (8) 当該入札及び契約に関する問い合わせ先
南部広域市町村圏事務組合 いなんせ斎苑
〒901-2128 浦添市伊奈武瀬 1-7-5
☎ 098-869-1988 FAX 098-869-1615